

大使館便り

第130号 平成26年1月7日
在ポルトガル日本国大使館

1. 東大使からの新年のご挨拶

2014年を迎えるに当たり、皆様には謹んで御挨拶を申し上げます。

昨年10月に着任し3か月弱が経過しましたが、大使としての正式な活動開始となるカヴァコ・シルヴァ大統領への「信任状捧呈」は去る11月20日でした。また、12月13日には「天皇誕生日祝賀レセプション」を開催し、陛下の80回目の誕生日を皆様とともにお祝いできたことを嬉しく思います。この間の皆様の御支援・御協力に改めて御礼申し上げます。

さて、「2014年」は、我が国にとっても、ポルトガルにとっても、その将来を占う「試金石」とも言うべき重要な「年」になることが予想されます。

現在ポルトガルは、財政・経済危機克服のため「緊縮政策」等に真剣に取り組んでいます。本年6月末には、いわゆる「トロイカ合意」に基づく財政再建と経済成長の「支援プログラム」から「卒業」できるかどうかの分岐点を迎えます。ポルトガルの内政・外交は、この課題の克服を軸に動いていくことが予想されます。

他方、我が国では、安倍政権の誕生以来、いわゆる「アベノミクス」の「3本の矢」を推進中で、昨年、日本経済は、「マイナス」から「プラス」へと大きく転換しました。本年は、20年にも亘る「デフレ」から脱却し、「経済再生」を実現できるかどうかの目処をつける重要な年となります。

ここで、この両国の関係に目を転じれば、皆様ご承知のとおり、今から471年前の1543年に3人のポルトガル人が種子島に漂着し、初めて西欧文明を我が国に伝えました。特に、その時にポルトガル人によりもたらされた鉄砲は、当時各地の戦国大名間で戦乱が繰り返されていた日本を統一に向かわせる上で大きな役割を果たしました。日本人は誰でもポルトガルのことを知っており、ポルトガルに対して大変親近感を抱いています。日本語の中にも数多くのポルトガル語起源の言葉があるのもご承知のとおりです。

ただ、こうした長い歴史的な友好関係に比して、現在の両国関係には、更にその強化に十分な余地があるというのが実情です。このため、大使館としては、今年の「交流年」において、種子

島以来470年という長きにわたる日本ポルトガル交流を振り返ると共に、相互理解の一層の増進と未来に向けての二国間関係の緊密化を図るため、様々な交流事業を行ってきました。6月には、3回目の「日本祭り」が盛大に開催されました。また、6月のリスボンで開催された国際ロータリークラブ世界大会の際には、日本とポルトガルの姉妹都市のロータリアンとの交流が行われ、交流年に相応しい友好関係の増進が図られました。特に文化交流の面では実に多くの事業が行われ、私が着任してからのわずかな期間でも、「津軽三味線公演」、「レナード衛藤氏による和太鼓公演」、「宮廻正明画伯の日本画展」、「日本映画祭」等が実施され、私自身日本文化の素晴らしさを再認識する良い機会となりました。

昨年の「交流年」では、政治・経済面でも重要な進展がありました。3月の「ポルトガス外相（当時）の訪日」は、2007年のアマード外相訪日以降6年ぶりのポルトガルからの外相訪日でした。岸田外相との会談では、二国間関係のみならず国際情勢についても大変有意義な意見交換が行われました。両外相は、「交流470周年」に言及しつつ、「再生可能エネルギー」や「スマートコミュニティ」等の分野での協力推進、ポルトガル語圏諸国における企業間協力の促進等、経済面での協力推進が重要であることを確認しました。

7月にはポルトガス外相訪日のフォローアップとして、「経団連ミッションの来訪」が実現しました。ミッション一行は、カヴァコ・シルヴァ大統領、コエーリョ首相、ポルトガス外相等から歓迎を受けると共に、各々から日本への期待とポルトガルの現状についての説明を聞き、日本とポルトガルの長い交流史を改めて振り返りつつ、二国間関係の未来に向けての発展の可能性を認識しました。また、7月末に発効した「日ポ租税条約」により、二重課税や不当課税の解消が図られ、二国間投資関係の一層の発展が期待されています。

また、直近数ヶ月の「日本企業」の活躍ぶりには目を見張るものがあります。昨年8月には「丸紅」がGDFスエズの発電資産の50%を取得して火力、風力、水力、太陽光と多岐にわたる分野でポルトガル電力市場への本格参入を果たしました。また、「カゴメ」がポルトガルのトマト産業に貢献し、「研究センター」の設置によりその輸出競争力をますます高めつつあります。ごく最近の動きとしては、自動車用部材メーカーである「内山工業」が、新市場への輸出拡大を見据え、生産ライン拡張のため2000万ユーロの追加投資を決定しました。一方で、ポルトガルからは太陽光発電事業者である「マルティフェール・ソーラー社」が東京に事務所を開設するなど、ポルトガルから日本へのビジネスも着実に拡大しつつあることは大変心強い限りです。

私は「交流470周年」のいわば終盤に着任しましたが、470年目は終わりでも、本年は471周年です。私としては、470周年で終わることなく、これを新たなスタートとして両国関係の重層的な関係緊密化に取り組んでいきたいと思っております。文化交流はもとより、経済面での交流の促進や政治・外交面での協力、ハイレベルの人の交流、地方同士の交流にも力を入れて行きます。

両国間で8組ある姉妹都市及び国際友好都市間でも積極的な交流が進んでいます。私は昨年10月、当地への着任前にポルトの姉妹都市である長崎市と、レイリアの姉妹都市である徳島市を

訪問しました。両都市市民がポルトガルを良く理解し、親しみを持っていたことが印象的で、およそ5世紀にもわたる両国の歴史的な繋がりを再認識しました。ポルトガルの方々にも日本のことを更に良く知って頂きたいと、日本大使館では昨年に引き続き本年も「日本祭り」や「映画祭」、「書道展」等様々な文化行事を企画する予定です。特に、文化事業にあたっては、東北震災の際に世界で日本人の行動が注目されたように、「規律」、「謙虚」、「冷静さ」、「思いやり」等日本人の「生き方」に息づく「日本的価値」の発信に留意致したく存じます。また、明治維新以降の西欧化・経済発展の背景に、「読み」「書き」「そろばん」を基本とする「教育」を重視してきた歴史的・文化的伝統があったことに光を当てて行きたいと存じます。

また、経済分野においても、上記の最近の進展を大使館としても更に後押しするため「日本企業支援」を強化致します。また、豚肉を初めとしてワイン、チーズ、オリーブオイル、ハチミツ等農産品の貿易促進等について、関係者ともよく話し合い、具体的な方策を考え、実現していくよう努めたく存じます。以て両国の「課題」を共に克服しつつ日本・ポルトガル双方が「ウィン・ウィン」の関係を築けるよう努力致します。

このように、本年も、新たな決意で、政治、経済、文化など幅広い分野で二国間関係が一層発展するよう尽力する所存ですので、皆様の御理解と御支援・御協力をお願い申し上げます。また、本年が、皆様一人ひとりにとって、実り多い素晴らしい一年となりますようお祈り申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

2. 大使館からのお知らせ

(1) 政治・経済関係

【第10回トロイカ定期審査の結果】

12月16日、ポルトガス副首相は記者会見で、第10回トロイカ定期審査（同4日から実施）の結果について肯定的評価を得たと発表しました。同副首相は、本年の予算執行状況が順調であることから、財政赤字目標（対GDP比5.5%）も達成される見込みであると述べ、国民の多大なる努力も報われて来ていると強調しました。同日に発表されたトロイカ側プレスリリースによると、次回（第11回）の定期審査は本年2月に実施予定となっています。

【官民年金統合法案に対する憲法裁判所の違憲判決】

12月19日、憲法裁判所は、カヴァコ・シルヴァ大統領が合憲性の審査請求を行っていた官民年金統合法案に対し、長官を含む判事13名の全会一致で違憲判決を下しました。当地報道によると、今般の違憲判決によって来年度予算に7億ユーロ余りの欠損額が生じるため、本年度予算で導入した年金の特別連帯税の継続、付加価値税（IVA）の税率引上げ（現行の標準税率は23%）等が検討される見通しです。また、欧州理事会（ブリュッセル）に出席していたコエーリョ首相は、翌20日の記者会見で、年金削減そのものを違憲としたわけではなく、判決内容を踏まえ、代替案を詳細に検討すると述べました。

(2) 広報・文化関係

(お知らせ)

【オリエント博物館にて開催の日本文化関連ワークショップ他】

下記の通り、オリエント博物館にて各種日本文化関連ワークショップ他が開催されます。
詳しくは、下記 URL をご参照下さい。

(かんざし)

1月29日 10:15～12:15

<http://www.museudoorientep.pt/1840/flores-de-inverno.htm>

(切り紙)

1月29日 15:00～17:00

<http://www.museudoorientep.pt/1847/kirigami.htm>

(連続講演「日本のルーツを探る」)

1月25日～3月22日 (計8講義)

講師：ジョアン・パウロ・オリヴェイラ・イ・コスタ教授

<http://www.museudoorientep.pt/1827/a-descoberta-das-raizes-do-japao.htm>



【連続講義：「日本-文化的アイデンティティと芸術体験」】

ポルトガル・カトリック大学人文学部東洋学研究所の主催により、2月の第2学期から、標記の連続講演 (3時間×10セッション) が開始される予定です。詳細・申し込みは、下記までお問い合わせ下さい。

carla.ganito@ucp.pt / 96 289 52 42

(Doutora Carla Ganito、 Escola da Formação Avançada da UCP)

【就職イベント：「26th Edition of Jobshop AEIST」】

AEIST（ポルトガル技術系大学連盟）の主催により、来年5月6日から8日まで、国内技術系大学卒業・大学院修了見込み者に対する合同企業説明会が開催される予定です。

イベント詳細、ブース出展の申し込み等については、下記までお問い合わせください。

gefe@aeist.pt / 21 841 72 48

<http://www.aeist.pt/Pub/pt/AEIST>

(報告)

【日本大使公邸における天皇誕生日祝賀レセプション開催（報告）】

去る12月13日（金）、日本大使公邸において、天皇誕生日祝賀レセプションが開催されました。レセプションには、ミゲル・フラスキーリョ・ポルトガル日本友好議員連盟会長を初めとするポルトガル政官界関係者、日本・ポルトガル両国企業関係者、日本文化関連団体、当地在留邦人の方々、外交団等、およそ300名が参加しました。

東博史大使より、両国交流470周年を記念する本年は、3月のポルトス外相（当時）の訪日、7月の経団連ミッションのポルトガル訪問など、両国の活発な交流が見られたところ、今後も引き続き二国間関係発展のために尽力していく旨挨拶が行われました。

* 天皇誕生日祝賀レセプション東大使挨拶

http://www.pt.emb-japan.go.jp/jp/taishiaisatsu_tentan_2013_portugues.pdf（ポルトガル語訳）

http://www.pt.emb-japan.go.jp/jp/taishiaisatsu_tentan_2013.pdf（日本語訳）



ミゲル・フラスキーリョ・ポルトガル日本友好議員連盟
会長を迎える東博史大使



御挨拶をする東博史大使



歓談を行う招待客

【「和食；日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載決定について】

12月4日（現地時間同日）、アゼルバイジャン共和国の首都バクー市にて開催のユネスコ無形文化遺産保護条約第8回政府間委員会において、我が国が提案した「和食；日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」がユネスコ無形文化遺産代表一覧表に記載されることが決定されました。詳しくは、下記 URL をご参照下さい。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000376.html

（3）領事関係

【海外へ渡航する皆様へ（動物検疫に関する注意）】

海外では、家畜の伝染病である鳥インフルエンザや口蹄疫が発生・流行している場合があります。

特に、ロシア及び中国等の近隣諸国において、口蹄疫や鳥インフルエンザ(H5N1)等の家畜伝染病が発生しており、注意が必要です。

これらの伝染病を日本国内へ持ち込まないよう、注意すべき対策について、以下のとおりお知らせします。

1. 家畜の伝染病を日本へ持ち込まないために、海外では、家畜を飼養している農場などへの立ち入りは極力避けるようにしてください。やむを得ず海外で牛や豚、鶏などの家畜のいる場所に行った方や日本国内で家畜に触れる予定のある方は、帰国時に空海港の手荷物引き取り場内にある動物検疫所カウンターに必ずお立ち寄りください。また、入国時に動物検疫に関する質問票が配られたり、質問が行われたりすることがありますので、ご協力をお願いします。
2. 帰国時には、空海港において、すべての方を対象に靴底の消毒を実施していますので、消毒マットの上を歩いていただくようご協力をお願いします。
3. また、口蹄疫等の発生している国からのハム、ソーセージ、ベーコンなどの肉製品

の日本への持ち込みは禁止されており、発生していない国からであっても検査証明書が必要ですので、あらかじめご留意ください。

動物検疫等の詳細については、下記サイトをご参照下さい。

- 農林水産省（空海港における水際検疫の強化について）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/quarantine_beefup.html

- 動物検疫所（家畜の伝染性疾病の侵入を防止について）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

- 外務省海外安全ホームページ（動物検疫に関する注意）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

【海外へ渡航する皆様へ（海外で注意すべき感染症について）】

海外で感染症にかからないようにするためには、感染症に対する正しい知識と予防方法を身につけることが重要です。渡航先や渡航先での行動によって異なりますが、最も感染の可能性が高いのは、食べ物や水を介した消化器系の感染症です。また、日本で発生していない、動物や蚊・ダニなどが媒介する感染症が海外で流行している地域も多く、注意が必要です。

海外への渡航を予定される方は、渡航先での感染症の発生状況に関する情報を入手し、予防接種が受けられる感染症については、余裕をもって医師に相談しておくなど、適切な感染予防に心がけてください。

日本国内では、昨年から首都圏や都市部を中心に風しんの流行が続いています。さらにWHO が排除又は根絶を目指している麻疹（はしか）及びポリオは、日本での感染者が減少傾向又は発生が認められていませんが、諸外国では未だに流行しています。

また、感染症には、潜伏期間（感染してから発症するまでの期間）が数日から1週間以上と長いものもあり、帰国後しばらくしてから具合が悪くなることがあります。その際は、早急に医療機関を受診し、渡航先、滞在期間、現地での飲食状況、渡航先での行動、家畜や動物との接触の有無、ワクチン接種歴などについて必ず伝えてください。

渡航先や渡航先での行動内容によって、かかる可能性のある感染症はさまざまです。水や食べ物から感染する消化器系の感染症（A型肝炎、E型肝炎、コレラ、赤痢、腸チフスなど）は、開発途上国など公衆衛生の整備が不十分な地域での感染リスクがより高いので、以下のことに注意してください。

1. 手洗いをこまめにしましょう

食事の前には必ず石けんと水で洗いましょう。きれいな水が使えない場合は、手洗い後にアルコール成分を含む衛生用品の利用が効果的です。

2. 生水を飲まないようにしましょう

未開封の市販の飲料水が最も安全です。水道水は、しっかりと沸騰させてから飲みましょう。水を沸騰させることが出来ない場合には、飲料水消毒用薬剤を使用

してください。

3. 氷を避けましょう

屋台や不衛生な飲食店で提供される水は、病原体に汚染されていることがあるので注意しましょう。自分で氷を作る場合は、未開封の市販の飲料水を使用しましょう。

4. 完全に火の通った食べ物を食べましょう

生鮮魚介類や生肉等を介した寄生虫疾患が流行している地域もありますので十分な注意が必要です。生鮮魚介類や生肉などは極力避け、十分に加熱されたものを食べましょう。加熱調理された料理であっても何時間も室温で保管されていると、病原体が増えてしまいます。屋台や不衛生な飲食店では、作り置きされている料理が出されることがあるので注意しましょう。

5. サラダや生の野菜は避けましょう。

野菜類は生水を用いて処理されている場合など、病原体に汚染されていることがあります。野菜や果物などは、自分で皮をむいたものを食べましょう。

感染症等の詳細については、下記サイトをご参照下さい。

- 厚生労働省ホームページ（海外で注意しなければならない感染症）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/travel/dl/2013winter_00.pdf

- 厚生労働省ホームページ（年末年始における海外での感染症予防）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/travel/2013winter.html

- 厚生労働省検疫所ホームページ（世界各地の感染症発生状況等）

<http://www.forth.go.jp/index.html>

- 国立感染症研究所感染症情報センターホームページ（感染症別の詳細情報）

<http://idsc.nih.go.jp/disease.html>

- 外務省海外安全ホームページ（医療・健康関連情報）

http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/index.html

- 外務省ホームページ（在外公館医務官情報）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>

【E-mail 登録のお願い】

インターネットを閲覧することができる方で、まだ当館に E-mail アドレスを登録されていない方は、是非 E-mail アドレスをご登録下さい。

E-mail を登録していただきますと、大使館便りを E-mail で受け取ることができるほか、イベントの告知や緊急情報等、大使館からの様々なお知らせも E-mail にてお受取りになれますので、E-mail アドレスの登録をお奨めします。

【在留届に関するお願い】

近年、海外で生活する日本人が急増し、このため海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事態に遭われた場合には、日本国大使館や総領事館は「在留届」を基に皆様の所在地や緊急連絡先又は日本国内の連絡先等を確認して援護活動を行っています。

当館でも、皆様に提出いただいた在留届により連絡先の把握を行い、大使館からの海外危険情報や広報文化活動などの情報提供、緊急時の連絡網整備、安否確認に役立てているところです。

このため、ポルトガル国内での転居、日本への帰国、他国への転出等、在留届の届け出事項に変更が生じた後、引き続きこの大使館便りをご覧の方は、速やかにその旨を下記領事班あてにE-mailにてご連絡ください。

また、皆様の友人・知人で「ポルトガルに居住しているが、まだ在留届を提出していない方」がおられましたら、届出を行うようご案内ください。

【当館領事業務へのご意見募集】

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からのご意見を募集いたしております。どのような些細な事柄でも結構ですので、ご意見・ご要望等があればお気軽に下記領事班あてにE-mailにてご連絡下さい。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade、245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975

E-mail：consular@lb.mofa.go.jp